

調査と情報—ISSUE BRIEF—

No. 1307 (2025. 2. 4)

同盟における指揮・統制

—NATO、米韓同盟及び米豪同盟の現状—

はじめに

- I 米軍、NATO 及び豪軍の指揮権限の区分
 - II 米軍資料における多国籍作戦の指揮・統制
 - III NATO における指揮・統制
 - IV 米韓同盟における指揮・統制
 - V 米豪同盟における指揮・統制
 - VI 同盟と同盟国の関係の観点からのまとめ
- おわりに

キーワード：同盟、指揮・統制、指揮構造、多国籍作戦、多国籍部隊、NATO、米韓同盟、米豪同盟、作戦指揮権、作戦統制権

- NATO 及び米韓同盟においては、同盟国は、自国の指揮系統を保持しながら、指揮権限を委任する仕組みが整えられている。豪軍は、自国が保持する指揮権限と他国に委任し得る指揮権限を区別している。
- NATO 及び戦時の米韓同盟において、前者は北大西洋理事会及び軍事委員会、後者は米韓安保協議会議及び米韓軍事委員会の指針等に従って、その枠組みの下に設置されている司令部において最高位の司令官（米軍大将）が指揮・統制を行う。
- 米豪同盟は、「一体化した指揮構造」を有しないが、米インド太平洋軍の司令部等への豪軍要員の派遣を含む米豪間の相互の要員派遣によって作戦における調整が損なわれることはないとする。

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛調査室 専門調査員 まつやま けんじ 松山 健二

第 1 3 0 7 号

はじめに

現在、日米両国は自衛隊及び米軍の運用面での協力の強化に取り組んでいる¹。これに関連して自衛隊及び米軍の運用に関する報道、分析等において、米国が参加する同盟 (alliance)²における指揮・統制 (command and control)³が参照されることがある⁴。本稿は、日米の運用面での協力に関する議論に資するため、北大西洋条約機構 (North Atlantic Treaty Organization: NATO)⁵、米韓同盟⁶及び米豪同盟⁷における指揮・統制を紹介する。

本稿の構成は、次のとおりとする。Iで米軍、NATO及び豪軍の指揮権限の区分、IIで米軍資料における多国籍作戦 (multinational operation)⁸の指揮・統制、III、IV及びVでNATO、米韓同盟及び米豪同盟における指揮・統制について述べて、VIでそれまでの記述を同盟と同盟国の関係の観点からまとめる。なお、NATOの指揮・統制について筆者は別の文献でより詳細に紹介しており⁹、必要に応じて参照されたい。

本稿では、米軍、NATO等における意味が異なり得る同じ表記の用語を取り扱うことから特定するために説明を付すことがあり、また、組織名に訳語を当てるときは一般的に用いられるものにする¹⁰ことがある。

* 本稿は、2024年12月26日時点の情報を基にしている。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。人物の肩書は当時のものであり、国家、国際機関、軍隊及び条約は原則として通称又は略称を用いる。[]内は、筆者による補記である。また、注記における再掲の際に、米統合参謀本部、NATO及びオーストラリアの文書については文書名及び文書記号 (文書記号があるものに限る。)を併せて記載する (引用直後の再掲の場合を除く。)

¹ 例えば、2024年7月28日の日米安全保障協議委員会の会合後に発出された共同声明において、「米国は、平時及び緊急事態における相互運用性及び日米間の共同活動に係る協力の深化を促進するため、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷下の統合軍司令部として再構成する意図を有する。」と表明され、また、「日米はカウンターパート間の任務、能力及び責任を整合させることに重点を置きつつ、日本によるJJOC [自衛隊統合作戦司令部] の設立を踏まえ、日本と米国との間の指揮・統制構造の関係を明確に定義する。」とされた (「日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 共同発表」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100704432.pdf>>)。

² 同盟は、「加盟国の共通の利益を促進する幅広い、長期的な目標のための二又はそれより多い国家の間の正式な協定から生じる関係」と説明される (Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, 01 March 2019, validated on 12 February 2021, p.I-1.)。

³ 指揮・統制は、「任務を成し遂げることにおける、割り当てられ、かつ、配置された部隊に対する適切に指定された司令官による権限及び指示の行使」と定義される (Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, June 2020, p.GL-4.)。

⁴ 例えば、次の文献において参照されている。「指揮統制 日米でズレ」『毎日新聞』2024.6.26; 千々和泰明『日米同盟の地政学—「5つの死角」を問い直す—』(新潮選書) 新潮社, 2024, pp.71-108; 布施祐仁『従属の代償—日米軍事一体化の真実—』(講談社現代新書 2754) 講談社, 2024, pp.92-95。なお、少し古いが、国連安保理決議に基づく多国籍作戦の指揮・統制を紹介した次の文献がある。等雄一郎ほか「国連安保理決議に基づく多国籍軍の「指揮権」規定とその実態」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』453号, 2004.8.2. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/999117>>

⁵ 北大西洋条約 (34 UNTS 243.) に基づく加盟国の集団防衛の機構。加盟国は、米国、欧州諸国等 32 개국である。

⁶ 米韓相互防衛条約 (238 UNTS 199.) に基づく米韓の集団防衛体制

⁷ ANZUS条約 (131 UNTS 83.) に基づく米豪の集団防衛体制。条約当事国は米豪に加えてニュージーランドであるが、米国は同国との間における条約上の義務を1986年9月17日以降停止している (United States Department of State, *Treaties in Force: A List of Treaties and Other International Agreements of the United States in Force on January 1, 2020*, section 2, p.7. <<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/08/TIF-2020-Full-website-view.pdf>>)。

⁸ 多国籍作戦は、「連合又は同盟の枠組みの中で通常なされる、二又はそれより多い国家の部隊によって遂行される軍事行動を説明するための集合的用語」と定義される (Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, op.cit.(2), p.GL-6.)。連合について後掲注(18)参照

⁹ 松山健二「NATOの多国籍作戦における指揮・統制」『レファレンス』884号, 2024.8, pp.1-18. <<https://doi.org/10.11501/13733661>>

¹⁰ 例えば、米軍及び豪軍で用いられる国家指揮権 (後述 I 及び II 1 参照) について米軍の用語を指すときは「国家指揮権 (米軍用語)」、「United Nations Command」 (後述 IV 1 参照) には「朝鮮国連軍」を当てるなどとした。

I 米軍、NATO 及び豪軍の指揮権限の区分

作戦に係る指揮権限は、人事管理などの部隊の管理等に関するものを除いて、高位の指揮権限から順に、米軍において戦闘指揮権 (combatant command: COCOM)、作戦統制権 (operational control) 及び戦術統制権 (tactical control)、NATO において全面指揮権 (full command)、作戦指揮権 (operational command)、作戦統制権、戦術指揮権 (tactical command) 及び戦術統制 (tactical control)、豪軍において全面指揮権、戦域指揮権 (theatre command)、国家指揮権 (national command)、作戦指揮権、戦術指揮権、作戦統制権及び戦術統制¹¹に区分される (表 1 (第 4 列) について後述 II 1 参照)。指揮権限の定義について別表 1~3¹² (後掲 11-12 ページ) 参照)。

表 1 米軍、NATO 及び豪軍の作戦に係る主要な指揮権限と米軍資料における多国籍作戦の指揮権限

米軍	NATO	豪軍 (注1)	多国籍作戦 (米軍資料)	
				説明
戦闘指揮権	全面指揮権	全面指揮権 戦域指揮権 国家指揮権	国家指揮権	多国籍作戦の参加国が自国部隊に対して保持し続ける権限
作戦統制権 (注2)	作戦指揮権 作戦統制権 戦術指揮権	作戦指揮権 戦術指揮権 作戦統制権	多国籍指揮権	多国籍部隊司令官の指揮権限。通常は参加国の間で交渉され、[委任する] 国家 [参加国] によって [委任される範囲は] 異なることがある。
戦術統制権	戦術統制	戦術統制		

* 指揮権限は全て各々の定義によるものであり、同じ名称であっても範囲が異なることがある。高位の指揮権限を上から順に記載している。列間の対応関係は、大まかなものである。人事管理などの部隊の管理等に関する指揮権限は、対象外である。

(注 1) 豪軍の指揮権限は、作戦の有無にかかわらず行使される常時指揮権限及びこの表に記載している全面指揮権以外の指揮権限によって構成される作戦指揮権限に分けられる。常時指揮権限は、全面指揮権並びに作戦を遂行する権限を含まない軍指揮権及び統合指揮権によって構成される。

(注 2) 米軍の作戦統制権は、NATO の作戦統制権より包括的であり、豪軍の作戦統制権に対しても同様と推定できる。米軍は 1980 年代後半に作戦指揮権、作戦統制権及び戦術統制権から戦闘指揮権、作戦統制権及び戦術統制権に指揮権限の区分を変更したが、作戦指揮権と戦闘指揮権、変更前後の作戦統制権の範囲は同じではない。

(出典) Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, June 2020, pp.IV-2 - IV-13, GL-4, GL-6, GL-7; Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, 01 March 2019, validated on 12 February 2021, pp.II-1, II-2; Joint Chiefs of Staff, *Doctrine for the Armed Forces of the United States*, Joint Publication 1, 25 March 2013, p.II-23. U.S. Army War College website <<https://dml.armywarcollege.edu/wp-content/uploads/2022/12/JP-1-Doctrine-for-the-Armed-Forces-of-the-US-2013.pdf>>; Joint Chiefs of Staff, *Unified Action Armed Forces (UNAAF)*, JCS Pub.2, December 1986, p.3-9. HathiTrust website <<https://hdl.handle.net/2027/uiug.30112105113481>>; Joint Chiefs of Staff, *Unified Action Armed Forces (UNAAF)*, JCS Pub 0-2, 1 December 1986, Change 1, 21 April 1989, pp.3-9, 3-17. Defense Technical Information Center website <<https://apps.dtic.mil/sti/pdfs/ADA283451.pdf>>; NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, edition F version 1, NATO Standardization Office, December 2022, pp.118-119. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3081/EN>>; Australian Defence Force, *Australian Defence Force – Philosophical – 0 Command*, edition 1, Directorate of Communications, Change and Corporate Graphics Doctrine Directorate, 2024, pp.79-89. The Forge website <<https://theforge.defence.gov.au/sites/default/files/2024-01/ADF-P-0%20Command.pdf>> を基に筆者作成。

¹¹ 豪軍の指揮権限には、このほかに作戦を遂行する権限を含まない軍指揮権 (service command) 及び統合指揮権 (joint command) がある (Australian Defence Force, *Australian Defence Force – Philosophical – 0 Command*, edition 1, Directorate of Communications, Change and Corporate Graphics Doctrine Directorate, 2024, pp.80-83. The Forge website <<https://theforge.defence.gov.au/sites/default/files/2024-01/ADF-P-0%20Command.pdf>>)。

¹² 次の文献で、NATO の指揮権限を別表 2 で掲げたもの以外も含めて紹介した。松山 前掲注(9), pp.12-13.

米軍において、戦闘指揮権を行使するのは戦闘軍 (Combatant Command: CCMD) の司令官である戦闘軍司令官 (Combatant Commander) である¹³。戦闘軍は、米欧州軍 (U.S. European Command. 後述Ⅲ3 参照)、米インド太平洋軍 (U.S. Indo-Pacific Command. 後述Ⅳ1 及びⅤ1 参照)、米中央軍 (U.S. Central Command) ¹⁴等 11 個ある¹⁵。

米軍、NATO 及び豪軍の作戦に係る指揮権限の包含関係及び委任又は再委任の可否は、次のとおりである¹⁶。高位の指揮権限はより下位の指揮権限を包含しており (国家指揮権 (豪軍用語) を除く。)、当該指揮権限を有する者又は委任された者は、より下位の指揮権限を別の者に委任することができる (作戦統制権 (豪軍用語) がその委任範囲にない戦術指揮権 (豪軍用語) を除く。)(別表 3 (後掲 12 ページ) 参照)。委任又は更なる委任をすることができない戦闘指揮権 (米軍用語)、全面指揮権 (NATO 用語)¹⁷並びに全面指揮権、戦域指揮権及び国家指揮権 (いずれも豪軍用語) 以外の指揮権限は、更に委任することができる。

Ⅱ 米軍資料における多国籍作戦の指揮・統制

1 多国籍作戦の指揮構造及び指揮権限の区分

米軍資料において、多国籍作戦の参加国は国家指揮権 (米軍用語) を保持しながら各々の部隊に対する指揮権限を委任し、多国籍部隊司令官は国際連合、同盟、連合 (coalition) ¹⁸等の下に委任された指揮権限を行使すると説明される¹⁹ (図 1。「並列指揮構造」(後述Ⅱ2 参照)の多国籍作戦を除く。)。委任する指揮権限は、米軍においては作戦統制権 (米軍用語) 以下の指揮権限、NATO 及び豪軍においては作戦指揮権 (NATO 用語及び豪軍用語) 以下の指揮権限である (前掲表 1 参照)。

多国籍作戦の参加国の部隊には、自国の司令官が行使する国家指揮権 (米軍用語) と、多国籍部隊司令官が行使する多国籍指揮権 (multinational command) の二つの指揮系統がある²⁰。国家指揮権 (米軍用語) は、米国においては大統領が常に保持して放棄することができない米軍部隊に対する指揮権限であり、多国籍作戦の参加国はそれぞれ自国の形式の国家指揮権 (米軍用語) を有するとされる²¹。

¹³ Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, *op.cit.*(3), p.II-8.

¹⁴ 後掲注(56)参照

¹⁵ Adam S. Reitz et al., eds., *Operational Law Handbook 2024*, Charlottesville: The Judge Advocate General's Legal Center and School, 2024, p.134. Library of Congress website <https://tile.loc.gov/storage-services/service/l1/lmlp/2024_Operational_Law_Handbook/2024_Operational_Law_Handbook.pdf>

¹⁶ Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, *op.cit.*(3), pp.IV-2 - IV-13; NATO, *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, edition C version 1, NATO Standardization Office, February 2019, pp.1-39 - 1-42. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/2819/EN>>; Australian Defence Force, *Australian Defence Force – Philosophical – 0 Command*, *op.cit.*(11), pp.79-89.

¹⁷ 全面指揮権 (NATO 用語) は、国家の指揮系統の中では委任又は再委任され得る。

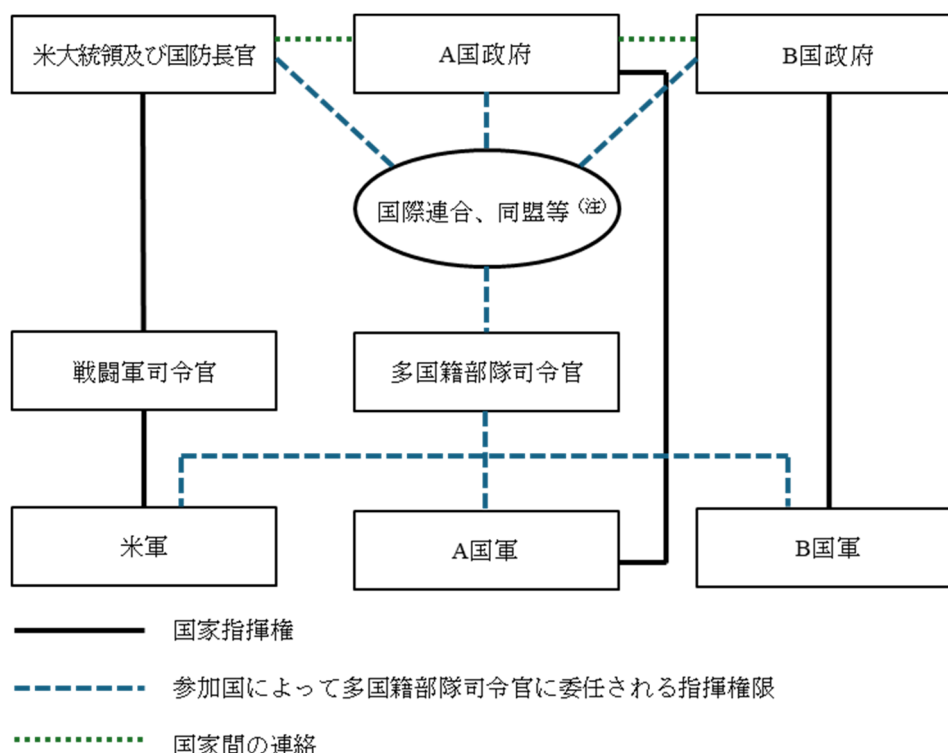
¹⁸ 連合は、「共同の行動のための二又はそれより多い国家の間の取決めである。連合は、典型的にはその場限りのものである」などと説明される (Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, *op.cit.*(2), p.I-1.)。

¹⁹ *ibid.*, pp.II-1, II-2.

²⁰ *ibid.*, pp.II-1, II-2.

²¹ *ibid.*, p.II-1.

図1 米軍資料における多国籍作戦の指揮構造



* 参加国による指揮権限の委任先は米軍資料に従って「国際連合、同盟等」としたが、当該委任先が多国籍部隊司令官となることもある（米国、英国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランド陸軍プログラム資料）。

(注) 米軍資料では、「適法とする権限(当局)」(Legitimizing Authority)であり、国際連合、同盟、条約及び連合の取決めが例として挙げられている。ここでは、便宜的に上記のように表記した。

(出典) Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, 01 March 2019, validated on 12 February 2021, pp.II-1, II-2; American, British, Canadian, Australian, and New Zealand Armies Program, *ABCA Coalition Operations Handbook*, ABCA Publication 332, edition 4, April 14, 2008, pp.xvii, xviii, Glossary-9. Public Intelligence website <<https://info.publicintelligence.net/ABCA-CoalitionHandbook.pdf>> を基に筆者作成。

2 多国籍作戦の指揮構造の3類型

米軍資料において、多国籍作戦の指揮構造は「一体化した指揮構造」(integrated command structure)、「主導国指揮構造」(lead nation command structure)及び「並列指揮構造」(parallel command structures)の3類型に分けて次のように説明される²²。

「一体化した指揮構造」は、①指定された「単一の司令官」、②全ての参加国からの代表によって構成される幕僚、③任務を成し遂げるために必要な最低位(最小レベル)の組織(echelon)における一体化した下位のコマンド(command)²³及び幕僚の三つの要素を有する。

「主導国指揮構造」においては、全ての参加国が自国の部隊を一国(主導国)の統制の下に置く。主導国が司令部を独占する一方、その下位の組織は参加国の組織としての一体性を保持す

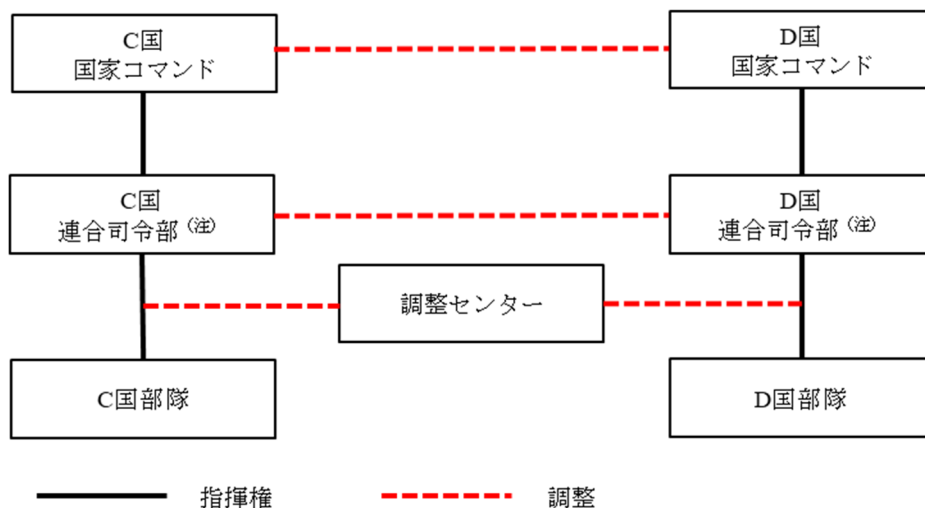
²² Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, *op.cit.*(3), pp.III-13, III-14; Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, *op.cit.*(2), pp.II-4 - II-8, II-15 - II-17.

²³ 米軍の三つある定義のうちの一つである「一名の個人の権限の下にある[一つの]隊若しくは[複数の]隊、組織又は区域」、NATOの五つある定義のうちの一つである「一名の個人の権限の下にある隊、隊の群、組織又は区域」の意味(Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, *ibid.*, p.GL-4; NATO, *Allied Joint Doctrine for the Planning of Operations*, AJP-5, edition A version 2, NATO Standardization Office, May 2019, p.Lex-6. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/2905/EN>>)で用いられる場合は、特定の組織名の一部であって訳語が定着しているときを除いて上記の語を当てる。

る。主導国以外の参加国は要員を司令部に派遣したり、参加国が司令部を交代で担ったりすることもある。

「並列指揮構造」においては、「単一の司令官」は置かれない（図2）。参加国間の調整は調整センターによってなされ得るが、「並列指揮構造」はできる限り避けるべきとされる。

図2 米軍資料における「並列指揮構造」



(注) 多国籍作戦の参加国が自国の指揮系統において設置する組織を指すと考えられる。

(出典) Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, 01 March 2019, validated on 12 February 2021, p.II-7 を基に筆者作成。

多国籍作戦における統制の程度は、同盟における「一体化した指揮構造」が最も高く、「並列指揮構造」が最も低く、「主導国指揮構造」は任務及び指揮関係によるとされる²⁴。

III NATO における指揮・統制

1 NATO の軍事機構

NATOは、NATO 指揮系 (NATO Command Structure) 及び NATO 部隊系 (NATO Force Structure) を含む軍事機構を有する²⁵。NATO 指揮系には全ての作戦の立案及び執行に責任を負う作戦連合軍 (Allied Command Operations) 等の組織があり²⁶、NATO 部隊系は「恒常的に又は暫定的に同盟 [NATO] が使用することができ続けている同盟 [NATO] の国家の [一つの国家に属する] 及び多国籍の展開可能な部隊及び司令部」によって構成される²⁷。

2 権限移転

「[NATO] 加盟国又は NATO のコマンドが、指定された部隊の作戦指揮権又は [作戦] 統制

²⁴ Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, *op.cit.*(2), p.II-17.

²⁵ NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, edition F version 1, NATO Standardization Office, December 2022, para.5.8. (p.113.) <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3081/EN>>

²⁶ “Allied Command Operations (ACO),” NATO Headquarters, NATO Public Diplomacy Division, *NATO Encyclopedia 2019*, 2019, pp.36-40. <https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2020/1/pdf/2019-nato-encyclopedia-eng.pdf>

²⁷ NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(25), para.5.11. (p.115.)

権を NATO のコマンドに渡す行為」を権限の移転（transfer of authority. 以下「権限移転」という。）と言い²⁸、NATO は権限移転によって NATO 部隊系を使用することができる²⁹。

3 欧州連合軍最高司令官及び NATO 指揮系等の要員

作戦連合軍の司令官である欧州連合軍最高司令官（Supreme Allied Commander Europe）は、米欧州軍司令官である米軍大將が就く³⁰。

6,200 人超の軍事要員及び 850 人超の文民要員が軍事幕僚部³¹及び NATO 指揮系に配置されており、全ての NATO 加盟国から要員が当てられている（2022 年）³²。

4 北大西洋理事会及び軍事委員会

北大西洋理事会（North Atlantic Council）は、NATO において政治的な意思決定を担う³³。北大西洋理事会は全加盟国の代表によって構成されており³⁴、その決定は「全員の異議がないこと及び共通の合意」に基づいてなされる³⁵。北大西洋理事会の決定は、常駐代表、外相及び国防相並びに首脳それぞれのレベルの会合でなされる³⁶。

軍事委員会（Military Committee）は、軍事的な政策及び戦略について、北大西洋理事会に対してコンセンサスに基づき助言を行う³⁷。軍事委員会は政治的な決定及び指針を欧州連合軍最高司令官に対する軍事的な指示に言い換えることについて責任を負い³⁸、欧州連合軍最高司令官は軍事委員会に対して責任を負う³⁹。

IV 米韓同盟における指揮・統制

1 朝鮮国連軍、米韓連合軍及び在韓米軍

韓国には、韓国軍のほかに、任務、指揮系統等を各々別個に有する朝鮮国連軍（United Nations Command）⁴⁰、米韓連合軍（Combined Forces Command）及び在韓米軍（United States Forces Korea）

²⁸ NATO, *Allied Joint Doctrine for the Planning of Operations*, AJP-5, *op.cit.*(23), p.Lex-14. NATO のコマンドから他の NATO のコマンドへの権限移転は、戦略レベル等の上位のレベルのコマンドからそれより下位のレベルのコマンドに対するものが想定される。

²⁹ NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(25), para.5.11. (p.115.)

³⁰ *ibid.*, para.5.9. (p.114.); “Command Group.” Supreme Headquarters Allied Powers Europe website <<https://shape.nato.int/about/leadership-staff/command-group>>

³¹ 後掲注(37)参照

³² NATO, *The Secretary General’s Annual Report 2022, 2023*, p.139. <https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2023/3/pdf/sgar22-en.pdf>

³³ NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(25), para.2.31. (p.34.)

³⁴ “North Atlantic Council,” NATO Headquarters, NATO Public Diplomacy Division, *op.cit.*(26), p.416.

³⁵ NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(25), para.2.31. (p.34.)

³⁶ “North Atlantic Council,” *op.cit.*(34), p.416.

³⁷ NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, *op.cit.*(25), para.2.32. (p.34.) 軍事委員会に戦略的な軍事上の助言を与え、かつ、補佐する組織として軍事幕僚部（International Military Staff）がある（“International Military Staff,” NATO Headquarters, NATO Public Diplomacy Division, *op.cit.*(26), p.280.）。

³⁸ “Military Committee,” NATO Headquarters, NATO Public Diplomacy Division, *ibid.*, p.340.

³⁹ “Allied Command Operations (ACO),” *op.cit.*(26), p.37.

⁴⁰ 朝鮮国連軍は、1950 年 6 月 25 日の北朝鮮による韓国への武力攻撃によって始まった朝鮮戦争において、同年 7 月 7 日の国連安保理決議に基づき設置された（UN Doc. S/1496, 25 June 1950; UN Doc. S/1501, 25 June 1950; UN Doc. S/1511, 27 June 1950; UN Doc. S/1588, 7 July 1950.）。朝鮮国連軍の現在の任務は、朝鮮戦争休戦協定（1953 年 7 月 27 日署名・発効。TIAS 2782）の維持である（“Advance Policy Questions for Lieutenant General Xavier

の三つの軍事組織がある⁴¹。在韓米軍は、米インド太平洋軍隷下にある⁴²。

2 戦時作戦統制権

韓国軍及び在韓米軍に対する作戦統制権⁴³は、平時はそれぞれ韓国軍の合同参謀本部議長、在韓米軍司令官が有し、警戒の段階を示す指標である防衛即応態勢（defense readiness condition: DEFCON）⁴⁴が 3 であると米韓両国が決定する又は一方が要求して他方が承認する場合は米韓連合軍司令官に移る⁴⁵。

合同参謀本部議長が有する韓国軍に対する作戦統制権を平時作戦統制権（peacetime operational control）、米韓連合軍司令官が有する韓国軍に対する作戦統制権を戦時作戦統制権（wartime operational control）という。韓国軍に対する指揮権限の変遷を別表 4（後掲 13 ページ）にまとめた。

3 米韓連合軍の司令官、副司令官及び司令部

米韓連合軍の司令官は朝鮮国連軍司令官及び在韓米軍司令官を兼務する米軍大将、副司令官は韓国軍大将が就き、司令部は米韓両国の要員で構成される⁴⁶。なお、2018 年 10 月 31 日の米韓安保協議会議（Security Consultative Meeting）（後述 IV 4 参照）で司令官は韓国軍大将、副司令官は米軍大将という体制に変更すると決定されており、そのための検討が進められている⁴⁷。

T. Brunson, USA Nominee to be Commander, United Nations Command, Commander, United States Combined Forces Command, and Commander, United States Forces Korea,” p.1. <https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/brunson_apq_responses.pdf>（朝鮮国連軍、米韓連合軍及び在韓米軍の司令官へのザビエル・T・ブランソン（Xavier T. Brunson）中將の指名に関する 2024 年 9 月 17 日の上院軍事委員会公聴会の事前質問事項に対する書面回答）。

⁴¹ “Advance Policy Questions for Lieutenant General Xavier T. Brunson,” *ibid.*, p.1.

⁴² “Advance Policy Questions for General Paul LaCamera, USA Nominee to be Commander, United Nations Command, Commander, Republic of Korea-United States Combined Forces Command, and Commander, United States Forces Korea,” pp.4-5. <[https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/GEN%20LaCamera%20APQs%2014%20May%202021%20\(FINAL\).pdf](https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/GEN%20LaCamera%20APQs%2014%20May%202021%20(FINAL).pdf)>（朝鮮国連軍、米韓連合軍及び在韓米軍の司令官へのポール・J・ラカメラ（Paul J. LaCamera）大将の指名に関する 2021 年 5 月 18 日の上院軍事委員会公聴会の事前質問事項に対する書面回答）

⁴³ 2021 年 5 月 18 日の上院軍事委員会公聴会の事前質問事項に対する書面回答では、米軍及び韓国軍に対する作戦統制権は区別せずに取り扱われている（“Advance Policy Questions for General Paul LaCamera,” *ibid.*, p.16.）が、米韓連合軍司令官が行使する作戦統制権はその権限の範囲が作戦統制権（米軍用語）より制限されているとの指摘がある（George E. Katsos, “Multinational Command Relationships: Part II of III,” *Joint Force Quarterly*, Issue 65, 2012 2nd Quarter, p103.）。

⁴⁴ DEFCON は、5 から 1 までの数値で警戒の段階を示す指標で、5 が最も低い（Joint Chiefs of Staff, *Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, Joint Publication 1-02, 8 November 2010 (As Amended Through 15 March 2012), p.89; Bruce W. Watson and Susan M. Watson, eds., *The United States Navy: A Dictionary* (Garland Reference Library of Social Sciences, vol.695), New York: Garland, 1991, p.249.)。

⁴⁵ “Advance Policy Questions for General Paul LaCamera,” *op.cit.*(42), p.16; Institute for Military History, Ministry of National Defense, ROK, *The History of the ROK-US Alliance 1953-2013*, 2014, pp.171-172; Taehyung Kim, “Transforming the Combined Forces Command Structure of the Republic of Korea and the United States,” US Army Command and General Staff College, 2018, p.22. Defense Technical Information Center website <<https://apps.dtic.mil/sti/tr/pdf/AD1071752.pdf>> 米韓連合軍司令官が行使する作戦統制権に関して、「平時」(peacetime) は「休戦(時)」(armistice) ともいう。

⁴⁶ Institute for Military History, Ministry of National Defense, ROK, *ibid.*, p.168. 例えば、部署の長に韓国の将官が就けば、その長に次ぐ地位に米軍の将官が就く。なお、作戦及び立案担当の部署の長が米国側であるとしてそのことが重要であるとする指摘がある（Kim, *ibid.*, p.23.）。

⁴⁷ Ministry of National Defense, *2018 Defense White Paper*, pp.183-184, 371-376. <https://www.mnd.go.kr/user/mndEN/upload/pblictN/PBLICTNEBOOK_201908070153390840.pdf>; 56th Security Consultative Meeting Joint Communiqué, Oct. 30, 2024. U.S. Department of Defense website <<https://www.defense.gov/News/Releases/Release/Article/3951794/56th-security-consultative-meeting-joint-communicue/>>

4 米韓安保協議会議及び米韓軍事委員会

米韓同盟において、米国の国防長官、韓国の国防大臣及び両国の高位の担当者が出席する米韓安保協議会議、米軍の統合参謀本部議長と合同参謀本部議長の協議体である米韓軍事委員会 (Military Committee) がある⁴⁸。米韓軍事委員会は、本会合及び常設会合によって構成される⁴⁹。

米韓連合軍司令官は、米国の国防長官及び韓国の国防大臣からの戦略的な指針等並びに米韓軍事委員会からの指令を実行する⁵⁰。

V 米豪同盟における指揮・統制

1 作戦における調整

米豪同盟において「一体化した指揮構造」 (integrated command structure) はないが、米インド太平洋軍の司令部及びその隷下の組織への豪軍要員の派遣⁵¹を含む米豪間の相互の要員派遣によって作戦における調整が損なわれることはないと言及される⁵²。

⁴⁸ Ministry of National Defense, *2020 Defense White Paper*, 2021, p.202. <https://www.mnd.go.kr/user/mndEN/upload/pblicitn/PBLICTNEBOOK_202301171100181360.pdf>; Ministry of National Defense, *2022 Defense White Paper*, 2023, p.168. <https://www.mnd.go.kr/user/mndEN/upload/pblicitn/PBLICTNEBOOK_202307280406019810.pdf>

⁴⁹ Institute for Military History, Ministry of National Defense, ROK, *op.cit.*(45), pp.126-127; Hyun Kim and Donald A. Timm, “Visiting Forces in Korea,” Dieter Fleck, ed., *The Handbook of the Law of Visiting Forces*, second edition, Oxford: Oxford University Press, 2018, p.626. 軍事委員会会議とも称される本会合は、米韓安保協議会議に合わせて開催され、米国側の統合参謀本部議長等 2 名、韓国側の合同参謀本部議長等 2 名及び米韓連合軍司令官が出席する。本会合の決定は、票決ではなく米韓間の合意による (Shawn P. Creamer, “Theater-level Command and Alliance Decision-Making Architecture in Korea,” *International Journal of Korean Studies*, vol.20 no.2, Fall/Winter 2016, p.51.)。常設会合は、米国側は統合参謀本部議長を代理する韓国担当上級米軍軍事将校として在韓米軍司令官が、韓国側は合同参謀本部議長が出席する (Kim and Timm, *ibid.*, p.626; Chairman of the Joint Chiefs of Staff, “Management and Review of Campaign and Contingency Plans,” CJCSI 3141.01F, 31 January 2019, p.D-17. <<https://www.jcs.mil/Portals/36/Documents/Library/Instructions/CJCSI%203141.01F.pdf>>; “Advance Policy Questions for General Paul LaCamera,” *op.cit.*(42), p.5.)。

⁵⁰ “Advance Policy Questions for General Paul LaCamera,” *ibid.*, p.5.

⁵¹ 米インド太平洋軍及びその隷下の組織において豪軍人が就いている高位の役職として、例えば、インド太平洋軍第 5 部戦略担当部長 (海軍准将)、太平洋陸軍副司令官 (陸軍少将)、太平洋艦隊海洋作戦担当副部長 (海軍少将) 及び太平洋空軍副司令官 (空軍少将) がある (2024 年 12 月 26 日時点) (“J5 Strategy Director Commodore Paul O’Grady, DSM, CSM, Royal Australian Navy.” U.S. Indo-Pacific Command website <<https://www.pacom.mil/Contact/Directory/Bio-Display/Article/4011494/j5-strategy-director/>>; “Maj. Gen. Scott A. Winter.” U.S. Army Pacific website <<https://www.usarpac.army.mil/Our-Team/Our-Leaders/Biography-Display/Article/3220975/maj-gen-scott-a-winter/>>; “Rear Admiral Darren Grogan, CSM, RAN Deputy Director, Maritime Operations.” U.S. Pacific Fleet website <<https://www.cpf.navy.mil/Leaders/Article/3684402/rear-admiral-darren-grogan-csm-ran/>>; “Air Vice-Marshal Carl Newman.” Pacific Air Forces website <<https://www.pacaf.af.mil/Biographies/Display/Article/3267199/carl-newman/>>)。また、2021 年に公表された資料には、米インド太平洋軍に約 45 名の豪軍要員が配置されているとある (Jane Hardy, “Integrated Deterrence in the Indo-Pacific: Advancing the Australia-United States Alliance,” United States Studies Centre at the University of Sydney and Pacific Forum, October 2021, pp.7-8. <<https://cdn.sanity.io/files/oooh1fq7e/production/34efb25544b20fd4f1c076336067904ea498a5dd.pdf/Integrated-deterrence-in-the-Indo-Pacific-Advancing-the-Australia-United-States-alliance.pdf>>)。

⁵² Jeffrey W. Hornung, “Modeling a Stronger U.S.-Japan Alliance: Assessing U.S. Alliance Structures,” November 2015, pp.15-16. Center for Strategic and International Studies website <https://csis-website-prod.s3.amazonaws.com/s3fs-public/151109_Hornung_Alliance_Models_4.pdf> 米軍資料における「一体化した指揮構造」の該当例示について後述 VI2 参照。「米豪統合作戦司令部」という記述がある日本語記事があり (クリストファー・ジョンストン, ジム・ショフ「日米同盟に不可欠な次のステップ—指揮統制 (C2) の近代化—」2024.3.2. 米国笹川平和財団ウェブサイト <<https://spfusa.org/wp-content/uploads/2024/03/日米同盟に不可欠な次のステップ：指揮統制-C2 の近代化-1.pdf>>)、この原文である英語記事の対応する箇所は“Australia’s Joint Operations Command”である (Christopher B. Johnstone and Jim Schoff, “A Vital Next Step for the U.S.-Japan Alliance: Command and Control Modernization,” February 1, 2024. Center for Strategic and International Studies website <<https://www.csis.org/analysis/vital-next-step-us-japan-alliance-command-and-control-modernization>>)。豪軍の統合作戦コマンド (Joint Operations Command) は、豪軍の作戦等の立案及び遂行並びに統合部隊の即応性の確保を担当する統合作戦司令部が指揮権を行使する組織である (Australian

2 豪米閣僚協議及び豪米軍事代表会議

米豪同盟において、米国の国務長官及び国防長官、オーストラリアの外務大臣及び国防大臣並びに両国の高位の担当者が出席する豪米閣僚協議（Australia-U.S. Ministerial Consultations）、インド太平洋軍司令官及びオーストラリアの国防軍司令官が出席する豪米軍事代表会議（Australia-U.S. Military Representatives Meeting）等の協議の場がある⁵³。

VI 同盟と同盟国の関係の観点からのまとめ

1 国家指揮権の保持及び指揮権限の委任

米軍資料における多国籍作戦の指揮・統制の枠組みを当てはめると、NATO 及び米韓同盟においては、同盟国が国家指揮権（米軍用語）を保持しながら、それより下位の指揮権限を委任する仕組みが整えられていると言える（前掲表 1 及び図 1 参照）。豪軍は、自国が保持する国家指揮権（米軍用語）と他国の軍司令官に委任し得る指揮権限を区別している（前掲表 1 参照）。

2 作戦の決定及び調整

NATO 及び戦時作戦統制権が行使される場合の米韓同盟における指揮・統制は、米軍資料における多国籍作戦の指揮構造の 1 類型である「一体化した指揮構造」に該当するとして例示されている⁵⁴。どちらも、米軍大將が最高位の司令官であり、その司令部は同盟国の要員によって構成されている。NATO においては北大西洋理事会及び軍事委員会、米韓同盟においては米韓安保協議会議及び米韓軍事委員会がそれぞれ同盟国の合意によって意思決定を行い、最高位の司令官（米軍大將）はその指針等に従う。

米豪同盟においては、米インド太平洋軍の司令部等への豪軍要員の派遣を含む米豪間の相互の要員派遣によって作戦における調整が損なわれることはないとする。また、豪軍は、米軍資料において「主導国指揮構造」に該当するとして例示されている⁵⁵連合統合任務部隊 180（Combined Joint Task Force-180）に参加したことがあり⁵⁶、米軍主導の複数の多国籍作戦に参加

Government, *Defence Annual Report 2023-24*, 2024, pp.21, 32; Australian Defence Force, *Australian Defence Force – Philosophical – 0 Command*, op.cit.(11), pp.82-83.）. なお、地域の非常事態への対応に関して「オーストラリアが、戦時に、独立した指揮権を維持し、又は合衆国に移管する必要があるかもしれない状況についての分析はほとんどなかった」とも指摘される（Peter Lee, “Re-negotiating the Australia-US Alliance for Sovereign Control,” Dec 19, 2023. Institute for Indo-Pacific Affairs website <<https://www.indopac.nz/post/re-negotiating-the-australia-us-alliance-for-sovereign-control>>）。

⁵³ “AUSMIN Fact Sheet: Dates and Locations.” Department of Foreign Affairs and Trade website <<https://www.dfat.gov.au/geo/united-states-of-america/ausmin/ausmin-fact-sheet-dates-and-locations>>; “Inquiry into Australia’s Defence Relations with the United States,” *Submission*, no.6, 17 February 2004, pp.17-18. Parliament of Australia website <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_Representatives_Committees?url=jfadt/usrelations/subs/su66.pdf>; “USINDOPACOM Commander Travels to Australia,” April 9, 2024. U.S. Indo-Pacific Command website <<https://www.pacom.mil/Media/News/News-Article-View/Article/3736081/usindopacom-commander-travels-to-australia/>>; Hornung, *ibid.*, pp.14-15.

⁵⁴ Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, op.cit.(3), p.III-13; Joint Chiefs of Staff, *Multinational Operations*, Joint Publication 3-16, op.cit.(2), p.II-5. NATO は、米韓同盟より一体化の程度が高いとされる（「指揮統制 日米でズレ」前掲注(4)）。

⁵⁵ Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1, volume 2, *ibid.*, p.III-13.

⁵⁶ 米中央軍は 2002 年から 2004 年までにおいてアフガニスタンでアル・カイダ及びタリバンの部隊を掃討するために隷下部隊を連合統合任務部隊 180 として設定し、オーストラリアは連合統合任務部隊 180 に要員を、当該組織の戦術統制を受ける連合統合特殊作戦任務部隊に部隊を派遣していた（Brian F. Neumann et al., *Operation Enduring Freedom: March 2002-April 2005*, Center of Military History, CMH Pub 70-122-1, 2013, pp.13, 52. GovInfo website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GOVPUB-D114-PURL-gpo39933/pdf/GOVPUB-D114-PURL-gpo39933.pdf>>）。

してきた経験を有する⁵⁷。

なお、自衛隊及び米軍の運用における指揮・統制は、「並列指揮構造」に該当すると指摘される⁵⁸。

3 NATO 及び米韓同盟における最高位の司令官（米軍大将）の役割

NATO における欧州連合軍最高司令官と米欧州軍司令官、米韓同盟における米韓連合軍司令官と在韓米軍司令官について、それぞれ米軍大将である同一人物が就いていることを「二重の帽子をかぶった（dual-hatted）」などと表されることがある⁵⁹。

この「二重の帽子」については、「[NATO] 加盟国の軍隊は米軍司令官の指揮下で一丸となって行動するのです。米韓同盟も…（中略）…米軍司令官の指揮下で一丸となって動く体制になっています」と評される⁶⁰一方、「…（前略）多国籍作戦における司令官は、多国籍の組織に対するのと同様にその自らの国家に対して責任を負うだろう。そのような場合、異なる役割を持つ同一人物に仕えるためにいる複数の幕僚があり得 [るのであり]、そして、多国籍部隊の司令官によってかぶられる様々な「帽子」を融合させたり混同したりしないことが重要である」とも説明される⁶¹。

おわりに

NATO、米韓同盟及び米豪同盟の指揮・統制は、前二者においては同盟国の同意を要する協議体の下に「単一の司令官」によって行われる、後者においては同盟国相互の要員派遣によって作戦における調整が損なわれることはないとされる。また、豪軍は、米軍主導の複数の多国籍作戦に参加してきた経験を有する。

NATO、米韓同盟及び米豪同盟の指揮・統制の現状は本稿で示したとおりであるが、今後はより詳細なレベルで実態がどうなっているかなど更なる研究が望まれる。

⁵⁷ 佐竹知彦「米豪同盟に基づく豪軍の第三国有事への関与—過去の事例と今日的含意—」『安全保障戦略研究』3 巻 1 号, 2023.2, pp.25-43.

⁵⁸ 千々和 前掲注(4), pp.84-88.

⁵⁹ “Allied Command Operations (ACO),” *op.cit.*(26), p.37; Katsos, *op.cit.*(43), p103.

⁶⁰ 布施 前掲注(4), p.93.

⁶¹ Francis J. H. Park, “Command Relationships,” Katherine Carroll and William B. Hickman, eds., *Understanding the U.S. Military*, Abingdon: Routledge, 2023, p.153. 著者は、刊行時において米陸軍将校である。

別表1 米軍の作戦に係る主要な指揮権限

指揮権限	定義	委任範囲
戦闘指揮権 (combatant command: COCOM)	コマンド ^(注) 及び部隊を組織化すること及び使用すること、作業を割り当てること、目標を指定すること並びにコマンドに割り当てられた任務を成し遂げるために必要な軍事的な作戦、統合訓練及び兵站の全ての面に対する命令的指示を与えることを含む、割り当てられた部隊に対する指揮権の当該機能を遂行するための戦闘司令官の、委任されることができない〔委任することができない〕、移転できない指揮権限	OPCON TACON
作戦統制権 (operational control: OPCON)	コマンド及び部隊を組織化すること及び使用すること、作業を割り当てること、目標を指定すること並びに任務を成し遂げるために必要な命令的指示を与えることを含む、下位の部隊に対する指揮権の当該機能を遂行するための権限	OPCON TACON
戦術統制権 (tactical control: TACON)	割り当てられた任務又は作業を成し遂げるために必要な作戦区域内の移動又は機動の詳細な指示及び統制に限定される部隊に対する権限	TACON

(注) コマンド (command) は、米軍の三つある定義のうち一つである「一名の個人の権限の下にある [一つの] 隊若しくは [複数の] 隊、組織又は区域」による用法であると考えられる。

(出典) Joint Chiefs of Staff, *The Joint Force*, Joint Publication JP 1 volume 2, June 2020, pp.IV-2 - IV-13, GL-4, GL-6, GL-7 を基に筆者作成。

別表2 NATOの作戦に係る主要な指揮権限

指揮権限	定義等	委任範囲
全面指揮権 (full command: FULLCOM)	下位の者に命令を発する司令官の軍事的な権限及び責任 (説明) 全面指揮権は、軍事的な作戦及び管理のあらゆる面を対象とし、かつ、国家の軍隊の中のみ存在する。国家は作戦指揮権又は作戦統制権のみを委任するので、NATO 及び連合の司令官は、彼らに割り当てられた部隊に対する全面指揮権を有しない。	OPCOM OPCON TACOM TACON
作戦指揮権 (operational command: OPCOM)	司令官に付与される、[当該] 司令官が必要であると考える場合に、任務又は作業を下位の司令官に割り当て、隊を展開し、部隊を再び割り当て、並びに作戦並びに/若しくは戦術指揮権及び/若しくは戦術統制[作戦指揮権、作戦統制権、戦術指揮権及び戦術統制の組合せ又はそのいずれか]を保持し、又は委任する権限	OPCOM OPCON TACOM TACON
作戦統制権 (operational control: OPCON)	司令官に委任される、機能、時間又は場所によって通常制限される特定の任務又は作業を成し遂げるために割り当てられた部隊を指示し、関係する隊を展開し、及び当該隊の戦術指揮権又は[戦術] 統制を保持し、又は割り当てる権限	OPCON TACOM TACON
戦術指揮権 (tactical command: TACOM)	司令官に委任される、上位の権限によって割り当てられた任務を成し遂げるためのために、その指揮権の下にある部隊に作業を割り当て、及び隊の戦術統制を保持し、又は委任する権限	TACOM TACON
戦術統制 (tactical control: TACON)	割り当てられた任務又は作業を成し遂げるために必要な移動又は機動の詳細でかつ通常現地における指示及び統制	TACON

(出典) NATO, *Allied Joint Doctrine*, AJP-01, edition F version 1, NATO Standardization Office, December 2022, pp.118-119. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/3081/EN>>; *Allied Joint Doctrine for the Conduct of Operations*, AJP-3, edition C version 1, NATO Standardization Office, February 2019, pp.1-39 - 1-42. <<https://nso.nato.int/nso/nsdd/main/standards/ap-details/2819/EN>> を基に筆者作成。

別表3 豪軍の作戦に係る主要な指揮権限

	指揮権限	定義等	委任範囲
常時指揮権限 (standing command authorities) (注1)	全面指揮権 (full command)	オーストラリア国防軍の全構成員に対する命令を発する、1903年国防法第9条の下の国防軍司令官の制定法上の権限 (説明) 全面指揮権は、軍事的な活動、作戦及び管理のあらゆる面を対象とする。国防軍司令官以外の司令官が、オーストラリア国防軍の全面指揮権を有することはない。	軍指揮権 (注1) 統合指揮権 (注1) tcomd
作戦指揮権限 (operational command authorities)	戦域指揮権 (theatre command: tcomd)	国防軍司令官によって下位の将校に委任される、戦役及び作戦を準備し、又は遂行するための権限	natcomd (注2) opcomd tacomd opcon tacon
	国家指揮権 (national command: natcomd)	指名されたオーストラリアの司令官に付与される、多国籍作戦においてオーストラリアの国益を守るための権限	なし
	作戦指揮権 (operational command: opcomd)	司令官に付与される、必要であると考えられる場合に、任務又は作業を下位の司令官に指定し、隊を展開し、部隊を再び割り当て、並びに opcon [作戦統制権]、tacomd [戦術指揮権] 及び/又は tacon [戦術統制] を保持し、又は委任する権限	opcomd (注3) tacomd opcon tacon
	戦術指揮権 (tactical command: tacomd)	司令官に委任される、上位の権限によって指定された任務を成し遂げるための、その指揮権の下にある部隊に任務及び作業を指定する権限	tacomd tacon
	作戦統制 (operational control: opcon)	司令官に委任される [次に掲げる] 権限 a. 司令官が機能、時間又は場所によって通常制限される特定の任務又は作業を成し遂げ得るために割り当てられた部隊を指示する b. 関係する隊を展開し、及び当該隊の戦術統制を保持し、又は割り当てる	opcon tacon
	戦術統制 (tactical control: tacon)	割り当てられた任務又は作業を成し遂げるために必要な移動又は機動の詳細でかつ通常現地における指示及び統制	tacon

(注1) 常時指揮権限は作戦の有無にかかわらず行使される権限であり、全面指揮権並びに作戦を遂行する権限を含まない軍指揮権 (service command) 及び統合指揮権 (joint command) によって構成される。

(注2) 国家指揮権 (natcomd) は、更に委任することはできない。

(注3) より高位の司令官によって指定された場合のみ委任することができる。

(出典) Australian Defence Force, *Australian Defence Force – Philosophical – 0 Command*, edition 1, Directorate of Communications, Change and Corporate Graphics Doctrine Directorate, 2024, pp.79-89. The Forge website <<https://theforge.defence.gov.au/sites/default/files/2024-01/ADF-P-0%20Command.pdf>> を基に筆者作成。

別表4 韓国軍に対する指揮権限の変遷

<p>1950年 朝鮮国連軍司令官による韓国軍に対する作戦指揮権の保持</p> <p>1950年7月14日付けのダグラス・マッカーサー朝鮮国連軍司令官宛ての書簡^(注1)で李承晩韓国大統領は敵対行為の現況〔当時の状況〕が継続している期間においてマッカーサー司令官に対して韓国軍の作戦指揮権^(注2)を割り当てるとし、同年7月16日付けの返簡でマッカーサー司令官は応じるとした。</p>
<p>1954年 朝鮮国連軍司令官による韓国軍に対する作戦統制権の保持</p> <p>米韓防衛条約^(注3)を受けての1954年11月17日署名の合意議事録^(注4)第2項において、韓国は、朝鮮国連軍が韓国の防衛に責任を負う間は韓国軍を朝鮮国連軍の作戦統制権の下に置き続けるとした。</p>
<p>1978年 米韓連合軍司令官による韓国軍に対する作戦統制権の保持</p> <p>1978年7月27日の米韓安保協議会議において米韓連合軍の任務、機能及び組織に関する適用事項^(注5)が承認され、同年7月28日の米韓軍事委員会において米韓連合軍の作戦統制権の下にある部隊を定める戦略指令第1号が発出された^(注6)。同年10月17日に、適用事項は米韓相互防衛条約及び1954年11月17日署名の合意議事録第2項の枠組みにおいて締結された取決めであり、米韓連合軍司令官が朝鮮国連軍司令官及び在韓米軍司令官としても務める米軍大将である間は効力を有し続けるとする交換公文が締結された^(注7)。同年10月23日の米韓軍事委員会において、同年11月7日をもって米韓連合軍が設置され、委任される権限に従って任務を実行するとする命令が発出された^(注8)。</p>
<p>1994年 韓国軍合同参謀本部議長による韓国軍に対する平時作戦統制権の行使及び米韓連合軍司令官による韓国軍に対する戦時作戦統制権の行使</p> <p>1994年10月6日の米韓軍事委員会において平時は韓国軍合同参謀本部議長、戦時は米韓連合軍司令官が韓国軍に対する作戦統制権を行使するとする戦略指令第2号が発出され、同年10月7日の米韓安保協議会議において米韓連合軍の指揮関係を再定義する適用事項が定められ、同年12月1日に韓国軍に対する平時作戦統制権が韓国政府に移管された^(注9)。</p>

(注1)“Note Dated 25 July 1950 from the Representative of the United States of America to the Secretary-General Transmitting the Text of an Exchange of Letters between President Syngman Rhee of the Republic of Korea and General Douglas Macarthur,” UN Doc. S/1627, 25 July 1950; Institute for Military History, Ministry of National Defense, ROK, *The History of the ROK-US Alliance 1953-2013*, 2014, pp.43, 401. 李大統領の書簡及びマッカーサー司令官の返簡について、1950年7月14日付け及び同年7月16日付けとする資料（上記の韓国国防省の刊行物）と1950年7月15日付け及び同年7月18日付けとする資料（上記の国連資料）がある。この表では、前者に従った。

(注2) 国連資料に転載された李大統領の書簡では、委任するとした権限は指揮権限（command authority）である（UN Doc. S/1627, *ibid.*）。この委任した権限について、作戦指揮権（operational command）とする資料（“The Commander in Chief, United Nations Command (Ridgway) to the Joint Chiefs of Staff, Tokyo, February 25, 1952—6:40 p.m.,” Department of State, United States of America, *Foreign Relations of the United States, 1952-1954, Korea*, vol.15 part 1 (Department of State Publication 9347), Washington: United States Government Printing Office, 1984, p.59, note 1.) や、資料の公刊時でいう作戦統制権（operational control）に相当するであろう作戦指揮権限（operational command authority）とする資料（Institute for Military History, Ministry of National Defense, ROK, *ibid.*, pp.43, 463, note 17.）がある。この表では、作戦指揮権と表記した。

(注3) 1953年10月1日署名、1954年11月17日発効。238 UNTS 199.

(注4) 256 UNTS 251; 442 UNTS 323. 当該合意議事録は1955年8月12日及び1962年1月30日に改正されたが、第2項は改正の対象にはなっていない。

(注5) 原語は、“Terms of Reference”である。

(注6) Institute for Military History, Ministry of National Defense, ROK, *op.cit.*(1), pp.165-166.

(注7) *ibid.*, pp.166, 423.

(注8) *ibid.*, pp.166-167.

(注9) *ibid.*, pp.171-172.

(出典) 注記の資料を基に筆者作成。